ロンシールグループ CSR調達ガイドライン

② ロンシール工業株式会社

(2024年8月)

はじめに

近年、私たちを取り巻く社会は環境問題、人権・労働問題、企業倫理問題など、さまざまな社会課題に直面しています。

このような環境下において、企業にはこれらの多くの課題解決に事業活動を通じて積極的に取り組み社会的責任を果たすことが期待されており、当社グループでは「ロンシールグループ CSR基本方針」を策定しています。

この期待に対する取り組みは、当社グループの努力だけでは実現できず、関係するすべてのステークホルダーの皆さまのご理解とご協力をいただき、サプライチェーン全体で取り組んでいく必要があります。

ここに、当社グループがお取引先の皆さまとともに共有・実践していきたい事項について「ロンシールグループ CSR調達ガイドライン」として取りまとめました。

お取引先の皆さまにおかれましては、本ガイドラインをご理解・ご賛同いただき、取り組みへのご協力をお願いいたします。

目次

1.	法令遵守・国際規範の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2.	人権·労働 ·····	4
	(1)強制労働の禁止	
	(2)児童労働の禁止、若年労働者への配慮	
	(3)労働時間への配慮	
	(4)適切な賃金と手当	
	(5)非人道的な扱い、ハラスメントの禁止	
	(6)差別の禁止	
	(7)結社の自由、団体交渉権の尊重	
3.	安全衛生 ••••••	6
	(1)労働安全	
	(2) 緊急時への備え	
	(3)労働災害・労働疾病	
	(4)産業衛生	
	(5)身体的負担のかかる作業への配慮	
	(6)機械装置の安全対策	
	(7)施設の安全衛生	
	(8)安全衛生のコミュニケーション	
	(9)労働者の健康管理	
4.	環境	9
	(1)環境許可と報告	
	(2)エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減	
	(3)大気への排出	
	(4)水の管理	
	(5)資源の有効活用、廃棄物の削減	
	(6)化学物質の管理	
	(7)製品含有化学物質の管理	
	(8)環境マネジメントシステム	
	(9)生物多様性保全への取り組み	
5.	公正取引·倫理 ·····	10
	(1)腐敗防止	
	(2)不適切な利益供与および受領の禁止	
	(3)適切な情報開示	
	(4)知的財産の尊重	
	(5) 反社会的勢力との関係断絶	
	(6)公正なビジネスの遂行	

(7)内部通報制度の整備と通報者の保護	
(8)適切な輸出入管理	
6. 品質·安全性 ······	11
(1)製品の安全性の確保	
(2)品質管理	
(3)正確な製品・サービス情報の提供	
(4) 品質マネジメントシステム	
7. 情報セキュリティ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(1)サイバー攻撃に対する防御	
(2)秘密情報の漏洩防止	
(3)個人情報の保護	
(4)インサイダー取引の禁止	
8. 地域社会への貢献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)環境に配慮した製品開発	
(2)地域社会との共生	
改訂履歴	14
本ガイドラインは以下の資料を参考に作成しております。	
·一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)	
「責任ある企業行動ガイドライン~サプライチェーンにおける責任ある企業行	動推進のために~」

1. 法令遵守・国際規範の尊重

国内外の関係法令等の内容を理解し遵守するとともに国際行動規範を尊重し、誠実・公正な事業活動を行う。

2. 人権 劳働

(1)強制労働の禁止

強制、拘束、搾取的な囚人労働、奴隷労働または人身売買によって得られた労働力を用いない。また、すべての就業を強制することなく、労働者がその自由意志において離職する権利を守る。

- ・強制労働とは、懲罰などの脅しの下で、本人の自由意志に反して行う(非自発的)労働をいい、その要素には以下のようなものがある。
 - ・脆弱性の悪用(例:外国人労働者の雇用契約書が母国語または本人が十分理解できる言語で記載されていない。)
 - ・詐欺(例:雇用・労働条件が正しく説明されていない。採用の途中で労働条件を勝手に変更する。)
 - ・孤立(例:外部からのアクセスやコミュニケーションが難しい場所で労働させている。)
 - ・脅威と脅し(例:職場の苦情を言うと罰せられる。労働者が退職を申し出た際、罰金を要求される。)
 - ・賃金の保持(例:賃金支払いの遅延。賃金の一部を雇用者が強制的に保管・貯蓄。)
 - ・債務による拘束(例:労働者が高額の採用手数料を支払うために借金をしている。)
 - ・過剰な時間外労働(例:法定または労使協定以上の過剰な残業をさせている。)
 - ・移動の禁止(例:安全衛生・情報セキュリティなどの正当な理由なく移動を制限する。寮を監視カメラで常時監視する。)
 - ・身体的・精神的虐待(例:暴力、怒鳴る、セクハラ。)
 - ・身分証明書の原本の保持(例:パスポートなどを雇用者が不当に保持し、本人の使用を妨げる。)
- ・拘束または拘留労働とは、自由に離職することができない労働をいう。これには、労働者に高額の採用手数料を課して借金を負わせ、返済するまで離職できない状態である、債務による拘束も含む。
- ・搾取的とは、優越的地位を利用して不公平な処遇を行うことをいい、搾取的囚人労働とは、囚人に 労働をさせ、適正な賃金を支払わない状況をいう。
- ・奴隷労働とは、弱い立場の人が強制労働の下で不当に搾取されている状態をいい、性的搾取のための人身取引などを含む。

(2)児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童を雇用しない。

また、18歳未満の若年労働者を、深夜労働や残業など健康や安全が損なわれる可能性のある危険有害な業務に従事させない。

- ・児童労働とは、その性質や遂行状況により、若年者の知的、身体的、社会的、道徳的発達に害悪を もたらし、就学を不可能にしたり、学校中退を余儀なくしたり、仕事と勉強の両立を強いたりすることで、 児童の教育機会や健全な成長を損なう活動または労務をいう。
- ・最低就業年齢とは、義務教育を修了する年齢または国の定める最低就業年齢をいい、いかなる場合にも15歳を下回ってはならない。
 - ・日本の場合、労働基準法で15歳に達した日以後の最初の3月31日を過ぎるまでと定められている。

- ・各国の該当法令において義務教育の修了年齢や最低就業年齢がさらに高い年齢に定められている場合はそれに従う。
- ・危険有害な業務については、すべての国が18歳を最低就業年齢とする。危険有害な業務とは、例えば以下をいう。
 - ・児童を身体的、精神的または性的な虐待にさらす業務
 - ・坑内、水中、危険な高所または限られた空間で行われる業務
 - 危険な機械、設備または工具を用いる業務
 - ・重量物の手動による取扱いまたは運搬を伴う業務
 - ・不健康な環境で行われる業務(例えば、危険な物質・因子・工程、または児童の健康を損ねるような温度・騒音・振動にさらす業務)
 - ・長時間の業務、夜間の業務または児童が不当に使用者の敷地に拘束される業務のような特に 困難な条件の下での業務

(3)労働時間への配慮

労働者の働く国・地域の法令で定められている限度を超えて労働させない。国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間、休憩時間、休日、休暇を適切に管理する。

- ・適切な管理とは、例えば以下をいう。
 - ・週に少なくとも1日の休日か、または4週間を通じて4日以上の休日を与えること
 - ・年間所定労働日数が法定限度を超えないこと
 - ・超過勤務時間を含めた1週間当たりの労働時間が法定限度を超えないこと(ただし、災害その他の避けることのできない緊急時、非常時を除く)
 - ・法令に定められた休暇・休業(年次有給休暇、産前産後休暇、育児休業など)を与えること
 - ・法令に定められた休憩時間を与えること
 - ・労働者の健康を守るために身体的および精神的な健康診断を行うこと(長時間の労働をした者に対し医師による面接指導を行うなど)

(4)適切な賃金と手当

労働者に支払う賃金は、少なくとも法令で定められた最低賃金以上を支払う。賃金に適用されるすべて の法令を遵守し、不当な賃金減額は行わない。

また、賃金は生活に必要なものを賄うことのできる水準の額(生活賃金)となるよう配慮する。

・不当な賃金減額とは、労働関連法令などに違反する賃金控除をいう。(例えば、業務上のミスに対して罰金を課すなど)

(5) 非人道的な扱い、ハラスメントの禁止

労働者の人権を尊重し、身体的または精神的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱いはしない。これらに対する懲戒方針、対応手順、内部通報制度を整え、労働者へ周知し、運用していく。

- ・身体的な虐待とは、暴力や過酷な環境下での作業などをいう。
- ・精神的な虐待とは、例えば、非人道的な表現や嫌がらせ、無視、自尊心を傷つける言葉などにより、 他者に心理的に暴力をふるうことで、精神と感情に弊害を与えることをいう。
- ・強制とは、脅しなどにより、無理に本人の希望しない行為をやらせることをいう。
- ・ハラスメントとは、嫌がらせやいじめにより、受け手が不快になることをいう。例えば、以下のようなものがある。

- ・業務上必要かつ相当な範囲を超えて行われる嫌がらせ、暴力、就業環境を害する行為(パワーハラスメント、モラルハラスメント)
- 性別に基づくもの(セクシャルハラスメント、ジェンダーハラスメント)
- ・妊娠・出産・育児などに関するもの(マタニティハラスメント、パタニティハラスメント)
- ・介護に関するもの(ケアハラスメント)
- ・飲酒に関するもの(アルコールハラスメント)

(6)差別の禁止

多様性を尊重し、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性自認、性表現、民族、出身地、国籍、障がいの有無、妊娠、結婚歴、配偶者の有無、宗教、所属政党、政治的見解、労働組合の加入、健康状態などによる不当な取り扱い、差別はしない。

- ・不当な取り扱い、差別とは、本人の能力、適性、成果などの合理的な要素以外により、採用、昇進、 賃金、教育研修などの機会や処遇に差を設けることをいう。
- 労働者の宗教上の慣習に関わる要望に対しては、適切な範囲で配慮する。

(7) 結社の自由、団体交渉権の尊重

労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の結社の自由を尊重する。労働者やその代表者は、差別、報復、脅迫、ハラスメントを受ける事なく団体交渉を行うことができる。

3. 安全衛生

(1)労働安全

業務上の安全に対するリスクを特定・評価し、適切な設計、技術、管理手段をもって安全を確保する。 妊娠中・授乳期間中の女性に対しては健康・安全の確保のため合理的な配慮をする。

- ・業務上の安全に対するリスクとは、化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火気、車両、移動物、滑りやすい・つまずきやすい床面、転落、落下物などをいう。
- ・リスクの特定・評価とは、危険源や有害性に対してリスクの程度、対処の優先度などを決定する一連の流れで、以下の手順で行う。
 - ①特定する:職場内に潜在するリスクを洗い出しする。
 - ②分析する:洗い出されたリスクに対し、それによる労働災害や健康障害の深刻度(被災の程度) とその災害が発生する可能性の度合いを組み合わせてリスクの大きさを見積もる。
 - ③優先度を決める:リスクの大きさに基づいてリスク低減措置を実行する優先度を決める。
- 適切な設計、技術、管理手段とは、例えば以下の手段などによるリスクの排除または軽減をいう。
 - ・危険因子の排除または安全なものへの代替
 - ・工学的制御(例:センサーによる危険箇所の監視、機械や装置に供給されるエネルギー源を遮断して施錠することで第三者の使用を防ぐ(ロックアウト))
 - ・運用での管理(例:エネルギー源の遮断中にエネルギー遮断装置の操作禁止を明示する札を 設置する(タグアウト))
 - ・個人保護具の提供(例:保護メガネ、ヘルメット、手袋などの保護具)
 - ・機械設備の保守・保全
 - 安全作業手順の整備
 - ・労働安全衛生に関する教育・訓練の実施

- ・妊娠中・授乳期間中の女性に対する合理的な配慮とは、例えば以下のものをいう。
 - ・高い危険源のある労働環境からの配置転換
 - ・重量物の持ち上げや移動を伴う作業をさせない
 - ・感染症からの保護
 - ・化学物質や放射線への曝露からの保護
 - ・無理のある姿勢での作業や長時間作業をさせない
 - 高温または低温な環境、騒音、振動などからの保護

(2)緊急時への備え

災害・事故などの緊急事態に備え、労働者の生命・身体の安全を確保し、会社資産への被害が最小限となるよう緊急時の対応策の作成、必要な設備などの設置を行う。また、緊急時に必要な行動が取れるよう教育・訓練を行う。

- 緊急時の対応策とは、例えば以下のものをいう。
 - 緊急事態発生時の対応手順の整備と周知
 - 避難経路・避難方法の明確化
 - ・火災報知器・消火器などの防災設備の整備
 - ・医薬品や非常食の備蓄
 - 通信手段の確保
 - 復旧計画の整備
- 教育・訓練とは、例えば以下のものをいう。
 - 防災訓練、避難訓練の実施
 - ・緊急連絡網などの連絡通知・安否確認の方法の整備と周知
 - ・緊急時の対応手順書を職場内で容易に手の届く場所へ保管・掲示

(3) 労働災害・労働疾病

労働災害・労働疾病が発生した場合、状況の把握を行い、必要な措置を行う。

・必要な措置とは、労働災害や労働疾病が発生した際の労働者からの報告の促進、事故の分類・記録・調査、必要な治療の提供、原因の特定とその排除のための是正措置の実施、対象者の職場復帰の支援、労災保険の加入、法令に応じた行政への報告や手続きなどをいう。

(4)産業衛生

職場において化学的・生物的・物理的に有害な影響を与えるものに曝露されるリスクを特定、評価し、適切に管理する。

- ・有害な影響を与えるものとは、毒劇物、特定化学物質、放射線、慢性病を引き起こす物質(鉛、アスベストなど)、粉塵、著しい騒音・振動・悪臭などをいう。
- ・適切な管理とは、管理基準の制定および運用、労働者への適切な教育・訓練、適切な個人保護具 の提供などをいう。

(5)身体的負担のかかる作業への配慮

身体的負担のかかる作業を特定、評価し、労働災害・労働疾病につながらないよう適切に管理する。

- ・身体的負担のかかる作業とは、手作業による原材料の取扱い、手動での重量物の運搬、長時間に わたる反復作業や連続作業、長時間の立ち作業や不自然な姿勢による作業などをいう。
- ・適切な管理とは、人間工学に基づく作業環境の整備、定期的な小休止、作業補助具の提供、複数

作業者での分担や協力などをいう。

(6)機械装置の安全対策

業務で使用する機械装置について、安全上のリスクを特定、評価し、適切な安全対策を実施する。

- ・適切な安全対策とは、就業中に発生する事故や健康障害の防止のための管理をいい、例えば、フェイルセーフ、フールプルーフ、インターロック、タグアウトといった安全機構、安全装置、防護壁などの設置、機械装置の定期的な検査・保全、安全作業手順の整備および教育・訓練などをいう。
 - ・フェイルセーフ: 異常が起きた際に自動停止するなどして安全確保する仕組み (例: センサーで位置や速度を監視し、行き過ぎを検知したら機械を自動停止させる。異常な 信号を検知したら自動的に停止する回路設計として機械の暴走を防ぐ。)
 - ・フールプルーフ: 誤った操作をしても事故につながらない仕組み (例: センサーにより人が危険領域へ侵入した際に機械を自動停止させる。両手で同時に操作しないと機械が作動せず、手を離すと停止する。)
 - ・インターロック:特定の条件を満たさない限り機械が作動しない仕組み (例:安全柵やゲートを閉じないと機械を始動できない。)
 - ・タグアウト:機械へのエネルギー源を遮断した際に遮断中であることを周囲に知らせる (例:ブレーカー・スイッチなどに「操作禁止」・「電源投入禁止」などの札を表示する。)

(7)施設の安全衛生

労働者の生活のために提供される施設(食堂、トイレ、休憩室、更衣室、寮など)の安全衛生を適切に確保する。

・安全衛生の確保とは、安全な飲料水、衛生的・健康的な食事の提供、十分な数の清潔なトイレ施設、適切な換気・温度・湿度・照明の管理された部屋、個人所持品の安全な保管場所(鍵付きロッカーなど)、建物の火災対策・地震対策、緊急避難路などをいう。

(8) 安全衛生のコミュニケーション

労働者がさらされる可能性のある職場の危険源について、適切な安全衛生情報と教育・訓練を提供する。 労働者が安全衛生上の懸念がある場合はこれを提起することを推奨し、安全文化の醸成を図る。

- ・危険源とは、例えば機械、電気、化学物質、放射線、高温、低温、騒音、振動、高所作業などをいう。
- ・安全衛生関連の情報は、労働者が十分理解できる言葉・表現で書かれたものを施設内に明確に掲示する、または労働者が確認、アクセス可能な場所に設置する。
- ・教育・訓練は、すべての労働者に対して、作業の開始前に、それ以降は定期的に行う。 教育・訓練の項目には、個人保護具の正しい使い方、緊急時対応、機械の安全操作、有害な環境に 入る前の準備などが含まれる。

(9)労働者の健康管理

すべての労働者に対し、少なくとも法令に定める健康診断を行い、労働者の疾病の予防と早期発見を図る。また、過重労働対策やメンタルヘルス対策を推進するなど、労働者の心身の健康増進活動に努める。

4. 環境

(1)環境許可と報告

事業を行う国や地域の法令に従い、事業に必要な許認可、承認などの取得、管理者や責任者などの設置、行政への届出、報告を行う。

- ・日本の場合、例えば以下のような責任者や管理者などの設置が法令で定められている。
 - 特別管理産業廃棄物管理責任者(廃棄物処理法)
 - ・エネルギー管理者・エネルギー管理員(省エネ法)
 - •公害防止管理者(公害防止管理者法)
 - •危険物保安監督者(消防法)
 - ·防火管理者(消防法)
 - ·安全管理者(労働安全衛生法)
 - ·衛生管理者(労働安全衛生法)

(2)エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量に対する削減目標を設定し、継続的に削減に努める。

・温室効果ガスにはさまざまなものがあるが、特に京都議定書で定められた二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFCs(ハイドロフルオロカーボン類)、PFCs(パーフルオロカーボン類)、SF6(六フッ化硫黄)、NF3(三フッ化窒素)の7種類の物質群をいう。

(3)大気への排出

法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施する。

・大気に放出される有害な物質には、揮発性有機化合物(VOC)、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、 オゾン層破壊物質、燃焼の副生成物などがある。これらの物質は、排出に先立ち、内容の分析・監 視、必要な管理・処理をした上で排出する。対策には、排出する物質の取扱いや処理システムの性 能の定期的な監視を含む。

(4)水の管理

法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水する。

廃水を排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を行う。

水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う。

・汚染源の適切な管理とは、敷地内水路に汚染がない、汚染からの保護(例:雨水排水管付近に淀んだ水や油溜まりがない)、緊急時対応設備(例:災害時に汚染の流出を阻止する設備)などをいう。

(5) 資源の有効活用、廃棄物の削減

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、3R(Reduce:リデュース(削減)、Reuse:リユース(再利用)、Recycle:リサイクル(再資源化))を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える。

- ・有害性が特定されていない物質の廃棄であっても、廃棄物を特定・管理し、責任ある廃棄またはリサイクルを行うための体制を構築し、削減に努める。
- ・物質の廃棄を最小限に抑えることで、天然資源を浪費しない対策を講じる。
- ・廃棄物の削減目標を設定し、継続的に実行する。

(6)化学物質の管理

人体や環境に危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、国・地域の法規制に基づいて特定、表示、管理を行う。

安全な取扱い、移動、保存、再利用、リサイクル、廃棄を確実に実施する。

・日本の法規制の例としては、化審法、毒劇法、労働安全衛生法、消防法、化管法などに基づいて管理し、また、製造工程でも化学物質管理に注意する。

(7)製品含有化学物質の管理

製品には国・地域の法規制で含有を禁止された化学物質が含まれないよう管理する。また、含有の表示が義務付けられた化学物質が製品に含まれる場合は、それを明示する。

- ・顧客より含有の禁止や表示の要求などがある場合はそれに従う。
- ・国内の法規制の他に、仕向け国の法規制にも従う。例えばEUに輸出する場合、RoHS指令、REACH規則などが該当する。

(8)環境マネジメントシステム

環境活動推進のための環境マネジメントシステムを構築、運用する。

環境方針を策定し、方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持するPDCAサイクルを回すことで継続的な改善に努める。

(9)生物多様性保全への取り組み

生物多様性の保全が持続可能な社会の実現につながることを認識し、事業活動が生物多様性に与える影響を低減し、保全に努める。

5. 公正取引•倫理

(1)腐敗防止

国内外を問わず、政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、あらゆる種類の贈収賄・不適切な政治献金などは行わない。

公務員またはそれに準ずる立場の者に対して、贈答や接待は行わない。業務に関係しない場合でも、公 務員等に対して、国家公務員倫理法、その他官公庁等で定める法令等に反する贈答や接待は行わない。

(2)不適切な利益供与および受領の禁止

顧客、取引先、その他の関係者に対して、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする贈答、接待、 金銭その他の経済的利益の授受・供与を行わない。

業務上、顧客、取引先、その他の関係者に対して、贈答、接待などの授受・供与を行う場合は、社会的な一般常識の範囲内とする。

(3)適切な情報開示

法令等に則り、ステークホルダーに対し正確な情報を適時適切に開示する。開示する情報は、事実と異なる内容や誤解を生じさせるような表現はしない。

・開示する情報とは、事業活動の内容、財務状況、業績、ESG(環境、社会、ガバナンス)情報、リスク・インシデント情報、サプライチェーンに関する情報などをいう。

(4)知的財産の尊重

知的財産を尊重し、侵害しない。製品・サービスの開発、生産、販売などを行う際には、第三者の知的財産の侵害がないことを事前に調査する。

・知的財産とは、知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権など)、営業秘密、技術 上のノウハウなどをいう。

(5) 反社会的勢力との関係断絶

反社会的勢力に対しては毅然と対応し、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力から不当な要求を 受けた場合は断固として応じない。

(6)公正なビジネスの遂行

企業活動において、公正、透明、自由な競争を行う。

すべての取引先に対して公正・公平な対応を行い、特定の取引先に対して有利にあるいは不利な対応 を行わない。

取引先に対して、購入者や委託者といった優越的立場を利用した取引条件の一方的な決定・変更や不合理な要求はしない。

同業他社との間で販売価格・数量などを申し合わせる(カルテル)、落札者や入札価格を申し合わせる (入札談合)など、独占禁止法および関係法令に反する行為はしない。

(7)内部通報制度の整備と通報者の保護

法令違反などの早期発見と未然防止を目的に、内部通報窓口を設置し対応を図るとともに、通報者を保護する内部通報制度を整備する。

・内部通報制度とは、不正行為などの申告を専門窓口で受付から、調査、対応、結果のフィードバックまでを実施し、その過程において通報内容の機密性、通報者の匿名性を確保し、報復行為などの不利益な扱いを受けることから通報者を保護する体制のことをいう。

(8) 適切な輸出入管理

製品・原材料等の輸出入に当たっては、法令等の定めに従うとともに、必要な場合は当局の承認を得て、適切な輸出入通関手続きを行う。製品・技術の輸出に当たっては、武器や兵器に利用されることのないよう、法令等の定めに従う。

6. 品質·安全性

(1)製品の安全性の確保

製品が国・地域の法令等で定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす。

- ・製品の設計時点より、十分な安全性を確保できる設計を行い、法令等で定める安全基準を遵守する のみならず、通常有すべき安全性についても配慮する。
- ・トレーサビリティ(材料・部品・工程などの履歴)を管理し、問題発生時には誠実かつ迅速、適切に対応する。

(2)品質管理

国・地域の法令等に定められた品質基準を遵守するのみならず、自社の品質管理基準および顧客要求性能を満足する製品を継続的に提供する。

(3)正確な製品・サービス情報の提供

顧客や消費者に対して、製品・サービスに関する情報を正確に提供する。

・提供する情報とは、製品の仕様、品質、性能、取り扱い方法、製品の含有物質に関する情報などをいう。虚偽の情報や改ざんされた情報、誤解を与えるような情報は提供しない。

(4) 品質マネジメントシステム

品質保証活動推進のための品質マネジメントシステムを構築、運用する。

品質方針を策定し、方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持するPDCAサイクルを回すことで継続的な改善に努める。

7. 情報セキュリティ

(1)サイバー攻撃に対する防御

サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じ、自社および他者に被害が生じないよう管理する。

・サイバー攻撃とは、例えば、標的型攻撃メールなどによるマルウェア感染、悪意のあるサイトへの誘導などにより、IDやパスワードの漏洩、重要情報の漏洩・改ざん・破壊・暗号化、情報システムの障害およびシステム障害による生産・販売・物流などの事業活動の停止などの被害を与える行為をいう。

(2)秘密情報の漏洩防止

自社および顧客・取引先などから受領した秘密情報について、法令を遵守し、適切に管理・保護する。

・適切な管理・保護とは、個別の秘密情報ごとに、情報管理レベルや保管期間の設定、保管方法、アクセス制限、アクセス記録などの必要な情報管理体制を整備し、運用することをいう。これには労働者への教育・訓練や、定期的な情報管理体制の運用状態の監査を含む。

(3)個人情報の保護

労働者、顧客、取引先などのすべての個人情報について、法令を遵守し、適切に管理・保護する。

- ・個人情報の利用においては、正当な方法によってのみ入手し、利用目的を明確にした上でその利用 目的の範囲内でのみ使用する。
- ・保管が必要でなくなった個人情報は、適切な手段をもって速やかに破棄する。

(4)インサイダー取引の禁止

業務遂行上、当社、関係会社、取引先の重要事実を知った場合は、その重要事実が正式に公表される前にそれらの会社の株式等の売買を行わない。また、知り得た情報の管理・保護を徹底し他者に漏洩させない。

・重要事実とは、株価に影響を及ぼす情報として金融商品取引法が定めた事項を指し、投資者の投資判断に重要な影響を与える情報をいう。

8. 地域社会への貢献

(1)環境に配慮した製品開発

環境負荷の小さい製品・技術の開発に努め、環境問題の解決に貢献する製品・サービスの開発に努める。

(2)地域社会との共生

地域社会の一員として、地域社会との共存・共栄を目指し、事業活動を通じて地域社会の発展に貢献する。

以上

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	2024年8月1日	初版発行